



国土交通省

北海道開発局

内部統制及びコンプライアンス強化計画

内部統制等報告書2010

平成23年4月

北海道開発局

目次

はじめに

1. 開発局における内部統制機能の強化
 - (1) 強化計画の推進体制の整備
 - (2) 重層的な統制環境の構築
2. 職員の意識改革
 - (1) 幹部職員の宣言・役割
 - (2) 各課等の管理者の役割
 - (3) 研修内容の充実
 - (4) 職員の発意による業務運営の見直し
 - (5) その他の意識改革に向けた取組
3. リスク評価とその対応
 - (1) リスクマネジメントの導入
 - (2) 業務の再点検の実施
4. 業務運営の見直し
 - (1) 入札契約のプロセスの見直し（工事等）
 - (2) 入札契約のプロセスの見直し（役務等）
 - (3) 発注者綱紀保持マニュアル
 - (4) 職員管理業務の見直し
 - (5) その他の業務プロセスの見直し
5. 情報伝達及び情報管理の仕組みの再構築
 - (1) 情報公開の推進
 - (2) 職場の情報伝達の仕組みの見直し等
 - (3) 情報管理体制の見直し
6. 監察機能の拡充・強化
 - (1) 内部監査の強化
 - (2) 通報制度の強化
7. 受注企業の役職員等との適切な関係の確保
8. 業務推進体制の再構築
 - (1) 外部意見等に対応した業務運営の推進
 - (2) 企画調整における連携機能の強化
 - (3) 人事配置等の見直しの推進

まとめ

はじめに

北海道開発局では、平成20、21年度に入札談合事案、無許可専従等事案が判明し、国民の信頼を著しく損ねる結果となった。

これらの事案を引き起こしたことは、遺憾の極みであり、職員一人一人の意識に深く刻み込む必要がある。

今般、平成21年2月に策定した「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」（平成22年3月改訂：以下「強化計画」という。）に基づく平成22年度の取組の実施状況と評価等について、「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画内部統制等報告書2010」（以下「内部統制等報告書」という。）としてとりまとめた。

平成22年度においては、リスクマネジメントを初めとする新たな施策等強化計画に基づく施策等に取り組み、職員の意識改革から行動の変化、業務への反映につなげていくための基盤の強化を図った。

談合等防止対策については、人事交流、情報管理を含めた抜本的な対策を徹底すべくP（Plan）D（Do）C（Check）A（Action）サイクルを意識しつつ取り組むとともに、取組を着実に実施するための局内・外の仕組みを構築した。

また、無許可専従等を根絶するとともに、適正な労使関係を構築するため、規定を定め、厳格な勤務時間管理の徹底及び労使関係の適正化を図った。

さらに、強化計画に関わる各取組に必要な事項については規定等の整備を行ったところである。

職員の意識改革については、国家公務員倫理法等の関係法令の周知徹底を図り、国民全体の奉仕者としての自覚を高め、公共の利益の実現のために、責任と誇りをもって、公正かつ厳正な職務遂行に当たっていくよう努めてきた。

平成21年度以降、組織をあげて、内部統制及びコンプライアンス強化に努め、強化計画に記載されている全ての施策をこの1年間で達成させてきた。

残念ながら、平成22年度においても河川敷地占用料横領事案の判明、職員による酒気帯び運転等公務外非行の発生など、コンプライアンスの定着に至っていない一面も見られたが、これらについても再発防止の取組を進めている。

本報告書は、強化計画の施策（8分野）に沿って、その実施状況及び評価等を整理するとともに、全体の総括的な評価等を行い、平成23年度に向けた改善策、取組方針等を取りまとめたものである。

1. 開発局における内部統制機能の強化

(1) 強化計画の推進体制の整備

平成21年3月に設置した北海道開発局コンプライアンス推進本部（以下「本局推進本部」という。）は、平成22年度も引き続き本局各部及び各開発建設部に対し強化計画に基づく対策を継続して実施するよう指導監督を行った。（図2中のI）

本局推進本部の活動を補佐し、強化計画を効果的・効率的に実施するため、平成22年4月に北海道開発局内部統制・コンプライアンス推進室（以下「推進室」という。）を設置した。

開発建設部コンプライアンス推進本部（以下「開建推進本部」という。）は、毎月の実施状況の報告のほか、平成22年度の初めに当該年度の取組方針を決定し、四半期毎に取組の実施状況を総括して、本局推進本部に報告している。本局推進本部は、開発建設部の取組と本局の各種取組を併せ、毎月、本省に報告を行い、本局推進本部の議事内容等について開発建設部にもフィードバックしている。

平成22年度の本局推進本部は15

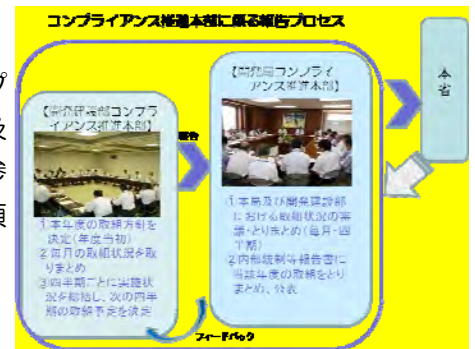
回、開建推進本部は70回開催した。推進室は、平成23年1月に、コンプライアンスに係る環境、理解度、意識及び行動の変化等を測り、今後の取組の参考にする趣旨で、全職員を対象に31項目のアンケート調査を行った（回答率：86.1%）。

【取組の評価】

本年度は、内部統制の局内の仕組みを構築し、本局推進本部及び開建推進本部においては、PDCAサイクルを意識しつつ、強化計画の全ての取組を着実に実施した。従前に比較し、統制機能が強化されている。

また、推進室は、本局推進本部の迅速な処理、決定に寄与した。

平成23年2月に全職員を対象に実施したアンケートを分析した結果、法令、規定等に関する知識・理解度が深まり、職員の意識も向上していることが確認できた。各取組に係るアンケート結果については、それぞれの評価に記載する。



（図1）開発局のコンプライアンス担当組織及び報告プロセス

(2) 重層的な統制環境の構築

① 開発局内部監査機関による統制

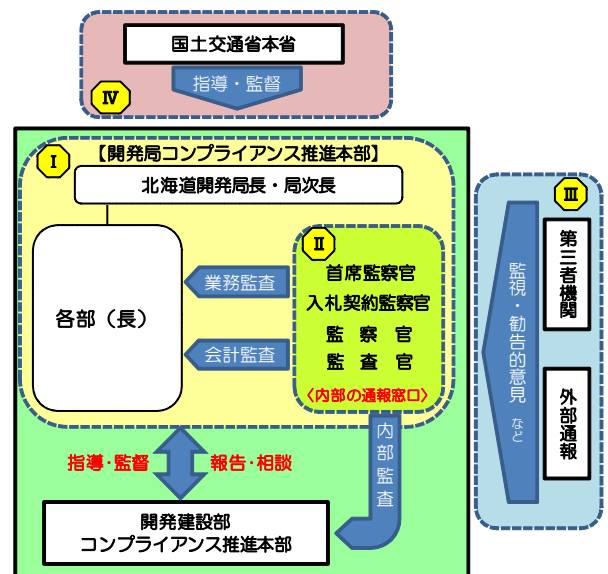
開発局の監察機能は、局長直属の機関として、業務監査・会計監査（図2中のII）を実施している。特に業務監査機能については平成22年度も監察官を増設し、内部監査体制について一層の強化を図るとともに、職員管理業務の見直しを含む強化計画の主要な取組について、全開発建設部・事務所等を対象に内部監査を実施した。

② 外部による統制等

平成22年度は既存の外部通報のほか、新たに外部からの統制を意識した

仕組みを構築・強化した。（図2中のIII）

また、6月には、外部からの意見等を業務運営に反映させるため、外部の有識者で構成される「北海道開発局コンプライアンス第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を設置するとともに、その事務局を監察官が行うこととし、第三者委員会が中立な立場から意見・提言するための環境整備を図った。



（図2）開発局の組織統制の仕組み

6月には、第1回委員会を開催し、平成21年度の取組、内部統制等報告書2009について報告を行った。各委員からは取組方法等に関して意見をいただいた。

11月には第三者委員会による札幌及び旭川の各開発建設部の現場訪問を行い、職員との意見交換等を通じて取組状況を確認していただいた。さらに、同月に現場訪問の結果を踏まえ、本局において第三者委員会懇談会を開催し、各委員から今後の取組方法等に関し、「コンプライアンスの取組と併せ業務の効率化など、職員の負担軽減を図っていくことが必要」、「コンプライアンスを定着させるため、具体的事例に則した研修が有効」などの意見等をいただいた。

また、外部からの「談合情報」及び「職員の非違行為に関する端緒情報」を受け付けるため、平成21年度から本局及び各開発建設部に談合情報等通報窓口を設置し、外部統制機能の一環として情

報提供への協力を求めている。

(※6に関連記載)

③ 本省による統制

開発局が強化計画に基づく取組を実施するに当たり、国土交通本省に報告をし、指導・監督を受ける本省統制の仕組みもあわせて構築した。(図2中のⅣ) 本局推進本部は、開発建設部の取組とあわせて、毎月、本省に報告をしている。

【取組の評価】

重層的な統制による抑止効果が機能しており、外部からの意見・指摘等を受けて取組を推進している。また、強化計画に基づく取組をなお一層深化させるためにも、内部監査及び外部の知見等に真摯に対応し、取組に反映させることが必要である。



内部監査（網走開建 遠軽道路事務所）



第三者委員会による現場訪問（旭川開建）

北海道開発局コンプライアンス第三者委員会委員名簿
(敬称略)

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|-------------------|----------|------------|
| 地域経済研究所 | 理事長 | 委員長 阿座上 洋吉 |
| 岩本・佐藤法律事務所 | 弁護士 | 岩本 勝彦 |
| 北海道大学院 | 経済学研究科教授 | 谷口 勇仁 |
| 公認会計士・税理士 旗本道男事務所 | 公認会計士 | 旗本 道男 |
| 林 菜つみ法律事務所 | 弁護士 | 林 菜つみ |
| 北海学園大学 | 法学部教授 | 向田 直範 |

2. 職員の意識改革

(1) 幹部職員の宣言・役割

平成22年4月1日、北海道開発局長は国民及び全職員に対しコンプライアンス宣言を行い、開発建設部長、事務所長も速やかにコンプライアンス宣言を行った。幹部職員は、本局推進本部及び各開発推進本部において各課所における強化計画の実施を督励するなど、職員の先頭に立ってコンプライアンスを実践し、組織風土の改革に当たった。

また、本局及び各開発建設部の幹部職員は、現場訪問による職員とのコミュニケーションの機会を積極的に増やし、取組の必要性等について組織のトップとしてメッセージを浸透させるとともに、職員の見解等の聴取にも努めた。

【取組の評価】

第1回第三者委員会において、委員から「コンプライアンスを向上させるため、幹部が職員に対し、明確な言葉で具体的なメッセージを発信していくことが基本である。」との意見を頂き、職員との直接対話を重視し、着実に実施した。

現場訪問について、意見交換に参加したアンケートに回答した職員の80%が

「幹部や参加者の考え方が分かり有意義だ」「今後の業務の参考になる」と考えており、職員の意識改革や風通しの良い職場づくりに成果が上がっている。幹部は現場職員との直接対話を積極的に行うよう、引き続き努める必要がある。

また、幹部の宣言については、職員の

北海道開発局コンプライアンス宣言

平成22年4月1日
北海道開発局

北海道開発局は、「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」の改訂を踏まえ、次のとおり宣言します。
北海道開発局は、入札談合事案等の不祥事の発生を重く受け止め、国民・道民の信頼回復を図るため、強化計画に基づく取り組みを着実に実施し、不祥事の再発防止とコンプライアンスの徹底に全力で取り組みます。
北海道開発局をあげて職員一人一人は、入札契約の公正・公平を害する行為を一切行わない・行わないという確固たる強い意志をもって入札談合の再発防止に当たります。
また、北海道開発局は、建設業界等の健全な発展を図るため、建設業界等と協働して、コンプライアンスを強化し、談合の根絶を図ります。
北海道開発局をあげて職員一人一人は、無許可専従等事案を真摯に受け止め、国家公務員法等の法令を遵守し、国民全体の奉仕者であることを改めて強く自覚して、公正かつ厳正に職務を遂行し、国民・道民の行政に対する信頼の確保に努めます。
北海道開発局とその職員は、北海道開発局の使命を果たすため、持てる専門性、技術力、ノウハウを生かし、魅力と活力に溢れ競争力ある自立した地域経済社会の形成や安全・安心に暮らせる国土づくりを着実に推進し、国民・道民の信頼回復に努めます。

| 幹部職員の現場訪問 | |
|------------|---|
| 実施回数 | 延べ420回 |
| 実施人数 | 延べ4,383人 |
| 意見交換の主なテーマ | ・職員同士、上司部下のコミュニケーションの再構築 ・これからの北海道開発局(開発建設部)の在り方など |

みならず建設業界等外部に対して法令遵守の姿勢を明らかにし、職員の意識・行動の指針となるものであることから、引き続き実施する必要がある。



幹部職員の現場訪問（稚内開建 稚内道路）

(2) 各課等の管理者の役割

各課長等は、それぞれの課所における責任者として、業務運営の見直しを行い、業務の再点検の結果に基づき対応策を実施しているほか、職場内ミーティングを四半期に1度以上開催し、職員の意見・提案をもとに実施可能な対策を業務運営に反映させるなど、コミュニケーションの強化及び風通しの良い職場づくりを行っている。

また、各課長等は、職場内ミーティングの実施状況について、その内容や職員から出された意見・提案等を本局推進本部又は開建推進本部に報告している。

コンプライアンスに関する情報は、95%の職員が「情報は提供されている」と回答し、そのうち67%の職員が「課所長から提供されている」と回答していることから、課所長は管理職員として、職員との必要な情報提供・共有に取り組んでいると評価できる。

また、職場内ミーティングは、風通しの良い職場づくりや職員の意見・提案を受け業務運営に反映させるための機会として重要であることから、各課所の実施に当たり、今後とも、意見交換しやすい雰囲気づくりを心がけ、創意工夫を行いながら継続する必要がある。



職場内ミーティング（本局）



職場内ミーティング（小樽開建）

【取組の評価】

職員アンケートの結果では、コンプラ

(3) 研修内容の充実

本局推進本部の監修を受けたコンプライアンス関連研修は全て実施し、その充実を図った。なお、毎月、実施状況を本局推進本部へ報告した。

【取組の評価】

職員アンケートによると、コンプライアンス関連研修の受講者の98%が、「国家公務員倫理法等の法令」や「日常の仕事や事業者等との付き合いの中に存在するリスクの認識と評価」、「コンプライアンスの取組の重要性」等、コンプライアンスについて理解が深まったと回

答している。このことから、職員一人一人へのコンプライアンスの定着、職員の自発的な取組により業務運営を改革していく組織風土の形成に向けて、研修成果が上がっている。

さらに、職員アンケートにおいて、コンプライアンス意識を高める上で、「開発局における不祥事と懲戒処分の事例」の研修・講習や「日常業務の中で発生するリスクの事例とその防止対策」などが必要とする回答が多いこと等を考慮し、平成23年度の研修計画に反映させる。

| 職場内ミーティング | |
|--------------|--------------------------|
| 実施箇所 | 343課・事務所等 |
| 実施回数 | 延べ3,642回 |
| ミーティングの主なテーマ | ・業務運営の見直し ・コンプライアンスなど |



管理研究会の班別討議

平成22年度コンプライアンス関連研修取組実績

| 区分 | 実施回数 | 受講者数 | 時間数(関係分) (うち演習時間) |
|-----------------|---------------------|--------|----------------------|
| 管理研究会 | 7回 | 412人 | 32.5h (うち演習13h) |
| 階層別研修 | 4回 | 316人 | 37h (うち演習13.5h) |
| 入札契約等 担当職員 | 2回 | 78人 | 12.5h (うち演習6h) |
| 専門研修 | 管理監督者コー チング研修 1回 | 22人 | 12.5h (うち演習10h) |
| | 上記以外の専門 研修 41回 | 904人 | - |
| 合計(実績 22年度末) | 55回 | 1,732人 | 94.5h (うち演習42.5h) |

(4) 職員の発意による業務運営の見直し

幹部の現場訪問や職場内ミーティングにおいて、双方向のコミュニケーション強化が図られ、職員から多くの意見・提案が出されている。これらについて、各

職場や開建推進本部において措置した対策及び本局が講ずるべき対策を本局推進本部に報告するとともに、改善策等をイントラネットや各種会議等を通じて職員

に周知する仕組みを整備した。また、平成23年1月には、既存の「強化計画ご意見箱」制度を拡充し、職員の意見をもとに業務改善を進めていく仕組みをさらに強化した。各課所においては、職員から出された意見・提案をもとに、マニュアルやチェックリストの作成、メールマナーの周知等業務の合理化・効率化にむけて、規定等の充実、他課等との連携、情報共有などを検討し、実施している。

【取組の評価】

職員アンケートの結果において、「職

員の発意による業務運営の見直し」はコンプライアンスの強化の取組として多くの職員に浸透している。

また、職員から出される意見・提案は各課所における日常の業務に直結したものが多いため、これらについて実施可能な対策を講じることで業務改善の効果が上がり、職員の士気向上に繋がることが期待される。そのため、取組を継続するとともに、職員が業務改善に自発的に取り組めるよう環境づくりに努める。

＜職員から出された主な意見・提案＞

| | |
|---------------------|--|
| 「ルール化」による業務の合理化・効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルやチェックリストの作成 ・メールマナーの周知 ・様式の統一化 ・簡易文書の省略 ・両面コピーの徹底等 |
| 「他課等との連携」による業務の円滑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係課等との意見交換会 ・業務分担の見直し ・業務スケジュールの共有 ・繁忙時の応援体制の整備等 |
| 「情報共有」による業務の一層の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・課内会議や勉強会、説明会の開催 ・情報の周知及び管理の徹底 ・業務知識や経験の共有等 |

(5) その他の意識改革に向けた取組

職員の意識改革については、本局及び各開発建設部の全課所の職員を対象にしたコンプライアンス講習を実施するとともに、コンプライアンス携帯カード（平成22年度改訂版）の全職員配付、各職場の管理監督者向け情報誌「コンプライアンス通信」の継続発行、職員向け基本テキストのイントラネット掲載など、発注者綱紀保持、国家公務員倫理等に係る関係法令等の知識、理解を高める取組を継続して行った。

特に、国家公務員倫理法・倫理規程については、本局及び各開発建設部の全課所の職員を対象に倫理法・倫理規程DVD（国家公務員倫理審査会編）視聴講習を昨年度に引き続き実施するとともに、新たに導入した「eラーニング」システムを活用して、全職員を対象にしたセルフチェックを実施し、職員自身にその理解度を自己認識させる取組を行った。

また、平成23年3月に発注者綱紀保持マニュアルを改正するとともに、非違行為事例集を作成した。

平成22年度において、職員による酒気帯び運転等の公務外非行が発生したため、綱紀の保持に関する局長通達を発出して職員指導の徹底を図った。さらに、公務外非行に係る厳格な処分に関する参考資料を作成し、本局及び各開発建設部

へ配付して、各々の課所長会議や職場内ミーティング等の場で職員への注意喚起を行った。

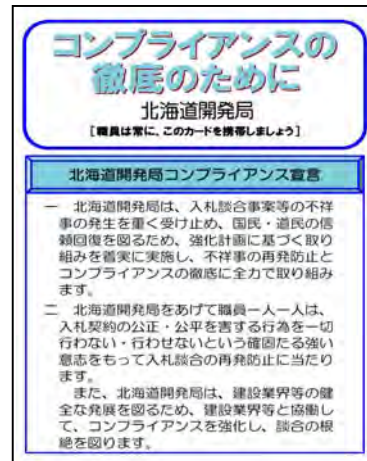
【取組の評価】

発注事務に係る関係法令の遵守及び綱紀保持並びに国家公務員倫理等に対する職員の意識は着実に高まってきているとみられる。職員アンケート調査でも、コンプライアンスの意識が向上したと回答した者は93%。関係法令への理解も93%の者が深まったと回答している。しかしながら、関係法令等に対する正確な知識・理解が十分ではない事項もなお見られることから、引き続き周知徹底に向けた取組を継続的に行う必要がある。

関係法令等の職員周知に当たっては、改正した発注者綱紀保持マニュアルや非違行為事例集などを研修・講習等において、効果的に活用していくことが必要である。

なお、公務外非行については、刑事事件として立件された場合はもちろんのこと、信用失墜行為などに当たる場合にも厳格な処分をもって臨むことを、機会ある毎に職員へ周知・注意喚起し、国家公務員としてのコンプライアンス遵守に対する強い自覚を促す必要がある。

| | |
|-------------------|-------|
| コンプライアンス講習受講数 | 受講率 |
| 5,378人 | 95.3% |
| DVD講習会受講数 | 受講率 |
| 5,428人 | 95.3% |
| 倫理関係講習受講数(eラーニング) | 受講率 |
| 5,285人 | 92.2% |



コンプライアンス携帯カード



3. リスク評価とその対応

(1) リスクマネジメントの導入

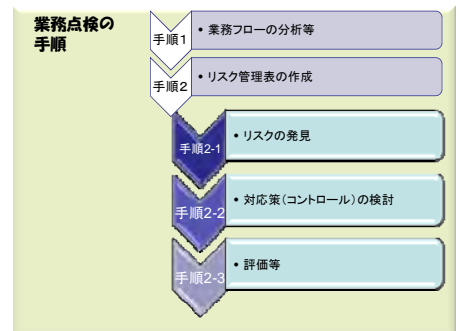
北海道開発局は、全局的な内部統制の強化として、不祥事や業務上のミスが発生を防止するため、業務に内在する様々なリスクを不断に点検・評価し、その結果を業務運営にフィードバックさせるリスクマネジメントの仕組みを導入し、業務運営の合理化、効率化や一層の適正化を目指した取組を推進している。

本局推進本部では、平成21年度に実施した点検を踏まえ、多岐にわたる開発局の業務を「事業実施分野」「企画立案分野」「総務分野」の3つに分類し、業務のフロー等を作成し、見直しの優先度や重要度を考慮しつつ、具体的なリスクと対応策を洗い出し、全局的な業務運営の再点検を実施した。

リスクの発見にあたっては、①不正防止の視点（故意等）、②信頼性向上の視点（誤謬・ミスの防止等）、③効率性向上の視点（無駄・非効率等）を念頭に入れた上で点検を進めた。

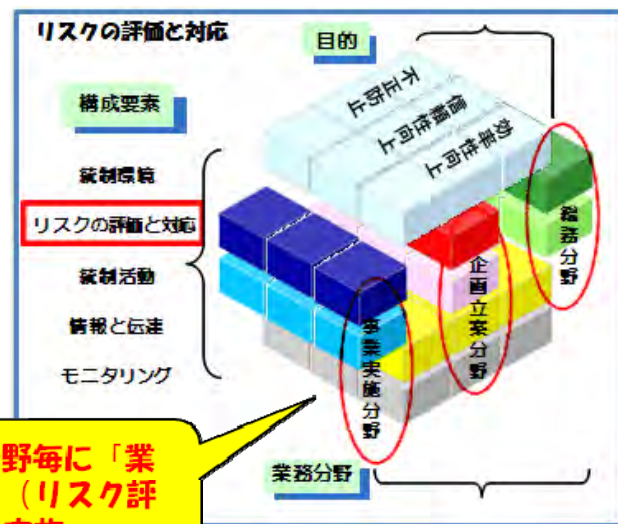
リスクを組織としてコントロールするため、開発建設部でリスクを特定し、その後講じた対応策と併せて開建推進本部に提出後、本局推進本部に報告した。コンプラ推進室は本局各課及び各開発建設部におけるリスク及び対応策についてリスクの頻度、重大性等を分析・評価し、本局推進本部に報告した。

対応策の検討にあたっては、①物理的な対策、②制度的な対策（通達・規程・マニュアル等）、③運用上の対策のいずれかの対策が働くよう検討を進めた。



【取組の評価】

本格的なリスクマネジメントを導入し、リスクについての認識を深めたところである。今後も、この仕組みを継続する必要がある。



(2) 業務の再点検の実施

平成22年度の業務の再点検の実施にあたっては、リスクの特定と対応策の検討のみならず、業務の効率化に向けた改善に資するための点検も併せて実施した。

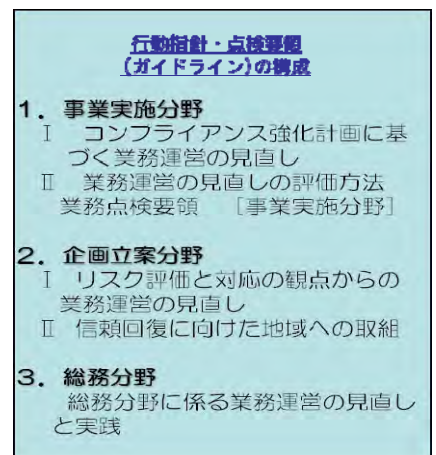
業務プロセスの点検にあたっては、平成21年度の点検方法、着眼点及び参考となる具体策の例を「行動指針・点検要領」（以下「ガイドライン」という。）としてとりまとめ、全局的な再点検において活用した。

平成22年度の業務の再点検は、従来

に潜むリスクの見落としについて、気づきを促し、リスクを事前に回避するものであるという取組の趣旨及びガイドラインの活用方法等について、9月下旬から全開発建設部での説明会を行い、点検の趣旨を十分に周知した上で本局及び開発建設部の全課所（526課所）で1ヶ月かけて再点検を実施した。

【取組の評価】

全課所で業務プロセスを具体的かつ実務的な業務の再点検を悉皆的・網羅的に



行った結果、いずれも全局的に取り組むべき課題は、本局各部及び各開発建設部において概ね対応策を講じているが、会計事務の見直し等、平成23年度の制度設計に反映させたものも少なくない。

今後は、点検要領の簡素化など効果的・効果的な点検方法の改善が必要である。また、再点検結果のフォローアップを行うに当たり、全道的な会議等により、リスク対応の理解と普及を進めてい

く必要がある。

平成22年度の再点検は、職場内ミーティングを活用して行った課所も多く、職場のコミュニケーションの強化にも繋がっていた。今後も、各種会議や職場内ミーティングを活用し、実施状況等を確認しながら業務を進める。



ガイドラインの説明会（札幌開建）

4. 業務運営の見直し

(1) 入札契約のプロセスの見直し（工事等）

① 入札契約における業務分担について、各開発建設部の技術審査会を技術管理官が一元的に管理し、事業担当次長が管理する設計・積算部門とは分離されており、既に平成21年3月に規定を改正し、職員に周知の上実施した。

さらに、入札書投函後に予定価格を作成する管理職員（次長・所長）が、積算システムを利用した設計書の出力を補助者に行わせる場合には、入札参加者を知り得ない者（課長等）を任命簿により任命することとした。建設コンサルタント業務においても、入札書投函後に予定価格の作成を試行することとし、補助者の任命も厳格化した。

②（ア）一般土木、その他の工事のほぼ全てにおいて一般競争入札を実施した。難易度の低い工事では、実績要件として工事量を求めないなど競争性の向上を図るよう努めた。建設コンサルタント業務等については、一般競争入札を積極的に実施し、また、簡易公募型競争入札を拡大した。

（イ）平成21年度に引き続き、入札参加者の拡大による競争性の確保として、一般土木、舗装及び電気の各工事区分において、直近上位ランクへの参加を認めるなど、複数等級による発注を増加させた。

（ウ）価格以外の多様な要素が考慮された総合評価落札方式については、平成22年2月に総合評価委員会で審議した評価項目の見直しに基づき、総合評価方式による入札を行い、技術提案の評価内容を入札参加者に通知するなど、評価の過程の透明性を向上させた。同様に建設コンサルタント業務等においても、総合評価方式を拡大した。

③（ア）情報公開については、契約方式、入札価格などの入札経過等に関する情報に加え、平成23年3月から工事等の成績評定点についてもホームページに掲載し、内容の充実を図った。

（イ）情報管理については、ダウンロード状況について、6ヵ月分のアクセス記録を抽出し、内容を確認した。

発注計画や発注前に係る機密情報等の管理については、電子媒体のパスワード管理や不要となった資料等の処分方法を通知し、情報管理の徹底を図った。

（ウ）マスキング及び事後審査方式については、前年度に引き続き実施しているが、5件の入札において誤謬が発生した。このため、平成22年10月から誤謬防止策として、開札後の技術審査会及び入札契約手続運営委員会において、企業名、評価内容の確認を試行している。

工事・業務等の取組
入札審査会等による入札契約のプロセスの見直し

① 入札契約における業務分担の見直し

② 競争性の一層の向上
ア 一般競争入札の拡大
イ 入札参加者の拡大による競争性の確保
ウ 価格以外の多様な要素が考慮された競争

③ 情報公開の徹底と機密情報管理体制の厳格化
ア 情報公開の徹底
イ 予定価格等の機密情報の徹底管理
（予定価格の徹底管理、工事費積算システムの改良、企業名についての情報に接する者の制限、工事発注計画に関する情報収集ルールの明確化等）
ウ 総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入

④ 談合・不正における疑義案件に係る調査の徹底

平成22年度一般競争入札実施状況

| | 全入札方式 | 一般競争入札 | 実施率 |
|---------|--------|--------|-------|
| 発注工事件数 | 1,783件 | 1,772件 | 99.4% |
| 内一般土木工事 | 1023件 | 1021件 | 99.8% |

建設コンサルタント業務等における一般競争入札等の実施状況

| 工事区分 | 全発注件数 | 実施率 |
|--------------|--------|-------|
| 建設コンサルタント業務等 | 2,449件 | — |
| 内一般競争入札 | 334件 | 13.6% |
| 内(簡易)公募型競争入札 | 419件 | 17.1% |

④ 技術審査業務については、入札書投函後に、マスキングした技術提案を技術審査業務の受注者に交付し、審査業務を実施している。また、業務履行前に当該受注者に誓約書を提出させている。

工事及び建設コンサルタント業務等については、公正入札調査委員会で審議調査を行ったが、談合等の不正行為と疑うべき事案は認められなかった。また、公正入札調査委員会での審議内容については、本局及び各開発建設部の入札監視委員会に報告し、審議結果は公正取引委員会に速やかに通知している。

なお、入札の過程や契約内容の透明性の確保、談合情報等の審議過程の監視、総合評価方式に関する評価項目の見直しなど、本局の入札監視委員会等第三者機関により全開発建設部の入札についてチェックを実施している。

【取組の評価】

① 技術審査は技術管理官が一元的に実施しているが、評価の取り違い等契約解除に至る審査ミスもあったことから、平成22年10月から審査担当課等におけるクロスチェック、開札後に開催される技術審査会においてマスキングしていた企業名の確認を行っているが、その効果を確認し、適切な措置を講ずることが必要である。

② 一般土木等、建設コンサルタント業務等において競争性が拡大し、各工事区分とも下位等級者の上位等級工事への参加が認められたことから、競争性が向上している。

総合評価方式の評価項目についても、総合評価審査委員会に諮り、適切な評価内容となるよう改善を図っている。

③ 情報管理の徹底等について、開発建設部において所要の施策を確実に講じ、入札に係る競争性・透明性が確保され、機密情報は厳正に管理されていることが

本局工事管理課による点検でも確認された。

一方で、入札契約に関するミスの防止等業務の信頼性向上に向けた取組が課題となっている。誤謬防止策として開札後の技術審査会及び入札契約手続運営委員会では、企業名、評価内容の確認を行うなどの取組を試行している。その効果を確認し、適切な措置を講じることが必要である。

④ 談合疑義案件については、平成21年度以降、談合情報等の件数が減少している。引き続き、公正入札調査委員会における厳正な審議と、その結果を受け適切に対応することが必要である。

各見直しの結果、入札契約プロセスの不正・非違行為の防止対策は確実に向上した一方、入札契約における業務プロセス・手続きが複雑化し、22年度は、5件の誤謬が発生し、信頼性を損ねることとなった。また、入札繁忙期等における技術審査業務の増加も顕著であることから、これまで強化計画に従い実施した取組を継続しつつ、体制のあり方やより一層の業務プロセス等の効率化、確実な情報管理方を検討する必要がある。

平成22年度発注工事における複数等級発注の実施状況

| 工事区分 | 全発注件数 | 複数等級実施件数 | 実施率 |
|--------|--------|----------|-------|
| 一般土木工事 | 1,023件 | 495件 | 48.4% |
| 舗装工事 | 203件 | 25件 | 12.3% |
| 電気工事 | 87件 | 42件 | 48.3% |

建設コンサルタント業務等における総合評価方式の実施状況

| | 全発注件数 | 総合評価方式実施件数 | 実施率 |
|--------------|--------|------------|-------|
| 建設コンサルタント業務等 | 2,449件 | 455件 | 18.6% |



入札・契約手続運営委員会（会計課）

(2) 入札契約のプロセスの見直し（役務等）

① 平成22年度発注から車両管理業務等の契約書・仕様書の標準例の作成など入札契約に関する事務は総務課から会計課に移管し、委託車両台数の見直し等の委託化に関する業務は引き続き総務課とし、役割分担を図った。

② 役務契約については、会計法令等の規定により随意契約とすることができるものを除き、一般競争入札方式を行っている。

車両管理業務は、平成21年度から実績要件などの入札参加資格を緩和し、全て一般競争入札で発注を行った。なお、業務的的確な実施を確保するため、平成22年度の入札に際しては、運転手の実務経験、災害時の体制、会社側の研修・教育等を実施するよう、品質の確保に向けた契約上の措置を行った。

また、庁舎管理に関する役務契約についても、一者応札対策として、実績要件などの入札参加資格を緩和し、より一層の競争性を確保した上で開発建設部等で発注を行った。

役務契約等の競争性・透明性を確保するため、適切な競争参加資格を設定するよう、平成22年12月に再度周知の徹底を図った。

③ 未公表情報が記載されている入札契約関係書類については、厳格に管理すべきことがわかるよう当該書類の余白に未公表情報として取扱に注意すべき旨及び公表期日を明記した。

また、車両管理業務については、平成22年度の発注見直し、入札公告及び入札結果の発注情報をホームページに掲載したほか、物品・役務契約の競争入札に係る全ての入札契約案件についても、透明性を高めるために発注情報を掲載し公表した。

役務契約等の予定価格の基となる設計書、予算書等の積算資料について、予定価格の漏えい防止の観点から、作成者が

電子ファイルで保管する場合は、パスワードや暗号化による情報管理の徹底を行った。当該措置は、発注者綱紀保持マニュアルに明記した。

④ 役務契約の談合疑義案件については、工事と同様に疑義案件の類型化を図り、平成22年4月1日に契約を締結するものから本局及び各開発建設部公正入札調査委員会で審議を開始した。平成22年度は28件の疑義案件について公正入札調査委員会で審議を行ったが、談合等の不正行為と疑うべき事案は認められなかった。また、公正入札調査委員会での審議内容については、本局及び各開発建設部の入札監視委員会に報告し、審議結果は公正取引委員会に速やかに通知している。

【取組の評価】

① 車両管理業務等に係る役割分担は厳格に行っている。

② 四半期ごとの発注見直し及び入札公告等の発注情報をホームページに掲載し、入札参加の平均業者数は増加している。また、一者応札対応を行った業務についても競争性が増している。

③ 機密情報の管理については、本局会計課が各開発建設部を点検した結果、概ね所要の方策が講じられており、職員アンケートの結果からも、職員の機密情報の管理に対する意識は高まっていると確認された。

車両管理業務に関する入札においても、入札参加資格の緩和や発注見直し等の情報公開を通じ、1件平均の入札参加者数は増加し、競争性が高まっている。

④ 役務契約の談合疑義案件については、引き続き、厳正な調査を行う必要がある。

物品・役務の取組

車両管理業務談合事案の再発防止対策を踏まえた入札契約のプロセスの見直し

- ① 入札契約における業務分担の見直し
- ② 競争性の一層の向上
一般競争入札の拡大
- ③ 品質確保に向けた契約上の措置
- ④ 入札契約に係る情報管理体制の厳格化
ア 発注情報等の情報公開の徹底
イ 入札契約関係書類への公表時期などの表示
ウ 予算書等の積算資料のパスワード等管理
- ⑤ 役務契約の談合・不正における疑義案件に係る調査の徹底（工事と同様の調査）

発注情報等の情報公開の徹底による
物品・役務契約の一般競争入札参加者状況
(単位:者)

| 年度 | 項目 | 1件平均の入札参加者数 |
|-------------------|----|-------------|
| 平成21年度 (4月~3月) | | 2.69 |
| 平成22年度 (4月~2月) | | 2.99 |

庁舎の管理に関する業務の入札参加者状況
(単位:者)

| 年度 | 項目 | 1件平均の入札参加者数 |
|--------|----|-------------|
| 平成21年度 | | 1.9 |
| 平成22年度 | | 2.8 |

車両管理業務の入札結果

(単位:者)

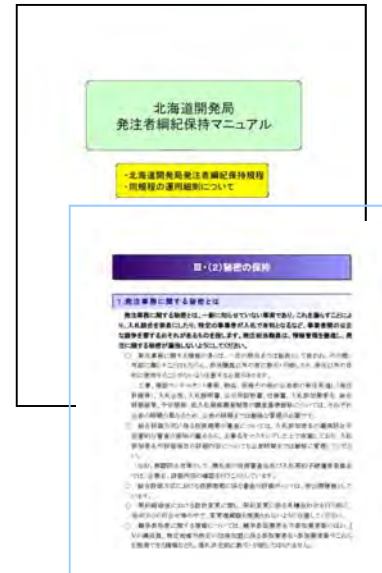
| 年度 | 項目 | 1件平均の入札参加者数 |
|--------|----|-------------|
| 平成21年度 | | 4.2 |
| 平成22年度 | | 5.0 |

(3) 発注者綱紀保持マニュアル

「発注者綱紀保持マニュアル」は、農業及び河川の発注工事に係る入札談合事案等を踏まえて平成21年6月に改正したが、その後明らかになった車両管理業務談合事案を踏まえて、平成23年3月に、役務等も含めた発注事務全般に関し、秘密情報管理の厳格化を中心に再改正を行った。

【取組の評価】

本マニュアルは、入札談合等関与行為防止法等の関係法令の解説とともに、発注プロセスにおける秘密漏洩などの不正行為防止のための注意事項を網羅しており、発注事務に携わる全ての職員共通の行動指針となっている。今後さらに、その周知徹底を図るとともに、その確実な実践を推進する必要がある。



(4) 職員管理業務の見直し

①適正な勤務時間管理の徹底

平成22年3月31日に発出した局長公務員としての服務等に関する知識の徹底をを図るため、「eラーニング」を平成22年4月23日に発出した開発監理部長通達

(「職員団体との交渉等の適正化及び厳格な勤務時間管理等の徹底に係る取扱いについて」)(以下「勤務時間管理通達等」という。)に基づき、厳格な勤務時間管理を徹底するとともに、職員団体活動のための庁舎使用について、庁舎管理に関する規定に従い、会議室等の使用許可を受けさせている。また、職員団体に貸与している事務室の勤務時間中の使用状況を適宜点検している。

これらの勤務時間管理に関する状況については、本局推進本部及び開建推進本部、本省に毎月定期的に報告している。

また、職員の勤務時間の遵守など国家

【取組の評価】

勤務時間管理通達等に基づき、開発建設部において各点検を行っており、平成23年3月まで無許可専従等の職務専念義務違反行為は確認されていない。また、本局職員課による開発建設部に対する点検においても、通達の趣旨が徹底されていることを確認した。さらに、監察官による現地監査においても、適切に通達が運用されていることを確認した(*6参照)。

②労使関係の適正化

職員団体との対応に当たっては、事前協議制の根拠となっていた協定等の取決(注)めを全て破棄するとともに、平成22年3月31日に発出した局長通達(「職員団体との交渉等の適正化について(指示)」)(以下「新たな交渉の枠組みを実施するための通達」という。)に基づき適切に対応している。

交渉は、予備交渉を経た上で、適法な交渉事項に限定して実施し、議事要旨はホームページで公表している。

意見交換会及び情報提供については、国家公務員法第108条の5第3項の規定等の趣旨に反しないよう厳格な運用を図るとともに、意見交換会、情報提供の際の職員団体側の者の職務専念義務は免

コンプライアンス推進本部による報告・公表プロセス

コンプライアンス推進本部による報告プロセス

(以下により毎月定期的に報告)

- ・開発建設部は、勤務時間管理及び交渉等の状況について、開発建設部推進本部に報告
- ↓
- ・開発建設部は、本局開発監理部に報告
- ↓
- ・開発監理部職員課は、開発建設部からの報告をとりまとめ、本局推進本部に報告
- ↓
- ・本局は、本省に報告

内部統制等報告書による公表プロセス

・本局推進本部は、一年間の勤務時間管理及び交渉等の状況をとりまとめ、内部統制等報告書に記載し公表

| eラーニング受講者数 | 受講率 |
|------------|-------|
| 5,234人 | 91.3% |

勤務時間管理に関する状況(平成22年度)

- 勤務時間内の交渉(予備交渉を含む)による離席許可件数 … 263件
- 短期従事許可件数 … 48件

職員団体との交渉及び情報提供の実施状況(平成22年度)

| 組織階層 | 交渉(回数) | 情報提供(件数) |
|--------------|--------|----------|
| 本局 - 本部 | 5 | 22 |
| 開発建設部等 - 支部 | 14 | 39 |
| 課等・事務所等 - 分会 | 9 | 23 |
| 合計 | 28 | 84 |

※上記以外に予備交渉が実施されている。
※意見交換会は、実施されていない。

除されないことを徹底している。

職員団体との交渉、意見交換会及び情報提供の実施状況については、本局推進本部及び開建推進本部、本省に毎月定期的に報告している。

【取組の評価】

職員団体との交渉、意見交換会及び情報提供の実施状況について毎月定期的に

報告されており、新たな交渉の枠組みを実施するための通達に反するような、不適正な労使対応は行われていない。また、本局職員課による開発建設部に対する点検においても、通達の趣旨が徹底されていることを確認した。さらに、監察官による現地監査においても、適切に通達が運用されていることを確認した（*6参照）。

③適正な庁舎管理

無許可専従等の根絶と適正な庁舎使用を確保するため、職員団体に庁舎の一部を事務室として使用させる場合の取扱いについて、平成22年度末までに次の措置を講じた。

ア 職員団体に係る事務処理が行える程度の最小限の広さとした。

イ 事務室の移動、事務室ドアを窓付き又は透明ドアにする等可視化を図った。

また、職員団体事務室の使用についても、庁舎管理に関する規程に基づく使用許可手続を経ることとし、更新に当たっては、改めて使用許可手続を経るものとした。

職員団体事務室及び掲示板の使用許可

の状況については、本局推進本部及び開建推進本部、本省に毎月定期的に報告している。

【取組の評価】

職員団体事務室に係る最小限の面積の使用許可及び可視化の実施により、庁舎使用の透明性が確保され、これまで無許可専従等の職務専念義務違反となるような職員団体活動は確認されていない。また、本局職員課による開発建設部に対する点検においても、通達の趣旨が徹底されていることを確認した。さらに、監察官による現地監査においても、適切に通達が運用されていることを確認した（*6参照）。

④職員管理の適正化

管理研究会（開建本部課長等・事業所長級）において、国家公務員の服務規律の他、職員団体制度、職員団体との交渉制度、労使間における意思疎通の適正化など、職員管理の適正化に関する講義を実施し、職員管理に関する知見や能力の充実を図った。

また、本局で開催する開発建設部長又は次長が参加する会議、職員管理担当者打合せ及び開発建設部における課所長会議等を通じて、職員管理に関し、関係法令等に準拠した事例研究を実施した。

【取組の評価】

研修や各種会議等を通じて、各管理者に職員管理の適正化の徹底が図られてきている。また、本局職員課による開発建設部に対する点検においても、通達の趣旨が徹底されていることを確認した。さらに、監察官による現地監査においても、適切に通達が運用されていることを確認した（*6参照）。

なお、職員管理業務に関するジョブトレーニングや事例研究等の実施については、さらに強化を図る必要がある。

職員団体に対する庁舎等の 目的外使用許可状況(平成22年度)

○会議室等の使用許可件数 … 879件

○職員団体事務室の使用許可面積

【H21】 12室 790.43㎡
(1室平均65.87㎡)

↓ (▲426.33㎡)

【H22】 11室 364.10㎡
(1室平均33.10㎡)



管理研究会

⑤取組状況の点検及び徹底

職員管理に関する取組を徹底するため、開発監理部が開発建設部の職員管理業務の見直し状況に関する点検を実施した（平成22年10月～11月）。

【取組の評価】

本局職員課による開発建設部の点検の結果、勤務時間管理通達等及び新たな交渉の枠組みを実施するための通達の趣旨について徹底されており、問題となる点はなかった。



職員管理業務の点検（小樽開建）

（5）その他の業務プロセスの見直し

① 河川占用料の横領・着服事案の発生を受け、再発防止策として収納事務等の複数の担当者による対応及び課長等連絡会議の開催による債権状況の把握などの取組を行うこととし、全開発建設部担当者が参集した会議等で周知・徹底を図った。さらに、現金等を取り扱う事務についても、複数名の対応、管理職による点検等を行うこととし、必要な取組を明確にした。

② 平成16年度から20年度までの間、物品が翌年度に納入されているにもかかわらず、現年度に納入された会計処理を行っていたことが判明した。再発防止策として複数職員での物品の納入確認等を実施する通達（「物品購入契約における検収体制の見直しについて」（平成22年10月））を発出し、周知徹底を図った。

③ 平成22年度には灯油漏れ、工事資材等の盗難が発生したことも踏まえ、横領、亡失、盗難等を未然に防止するため、「会計事務の適正な執行について」（平成23年3月）を発出し、事務手続きの一層の徹底を図った。

【取組の評価】

平成22年度第3四半期に本局会計課が収納事務等について開発建設部の再発防止策の実施状況について点検を行い、着実に実施されていることを確認している。

さらに、収納事務等については、監察官による現地監査において、防止策が全ての開発建設部で適切に実施されていることを確認した。

今後も通達等に従い、一層の適正な業務遂行を促進する必要がある。



課長等連絡会議の開催（札幌開建）



複数職員による物品の納入確認（本局）

5. 情報伝達及び情報管理の仕組みの再構築

（1）情報公開の推進

平成22年度は、これまで以上に北海道開発事業や業務運営に関する情報を開示し、透明性を高めるとともに、意見、要望を的確に把握し、迅速に北海道開発行政に反映させるよう取り組んでいる。そのため、外部意見窓口の明確化や事業説明員の設置など、外部から意見をいただきやすいような工夫、事業・施策の説明の充実に努めている。（*8(1),(2)参照）

さらに、通達等に基づき発注見通し情

報等入札関係情報のホームページ掲載を行うことにより、透明性の確保を図っている。（*4(1)、(2)参照）

【取組の評価】

本局に設置したご意見・ご要望専用電話など外部意見窓口や事業説明員等に寄せられた意見・要望等は

16,518件（平成23年1月末）であるが、これらの情報について幹部まで



ご意見・ご要望専用電話

共有化が進んでいる。

調達に係る発注情報等の公表について」

なお、入札情報に係るホームページ掲載については、従来から行ってきた工事行われ、入札参加者の増加が確認されていく。

(2) 職場の情報伝達の仕組みの見直し等

業務に必要な情報を直接職員に周知するため、課所長は平成22年3月までに、課所ごとに業務推進に関する基本的な方針及び年間の業務内容を作成し、職員と情報の共有化を図るとともに、平成22年度途中においても必要に応じて同様の手順で業務推進の方針の変更等を行った。

また、職員へ広く情報提供する手段の一つとして、本局においては、平成22年12月末にイントラネットの刷新を行った。刷新に当たり、本局各部筆頭課長等による「イントラネット検討委員会」を開催し、イントラネットの活用と必要な情報提供・情報共有について検討した。また、イントラネットを活用するだけでなく、必要な情報提供は課所長から職員に直接伝達し、職場内のコミュニケーションを強化することで、風通しのよい職場づくりに努めている。

【取組の評価】

課所長は、職員と意見交換を図った上で業務推進に関する基本的な方針を作

成・修正し、情報共有を図っているほか、開発建設部幹部職員等からなる業務推進委員会等において、定期的に業務推進上の課題を把握して対応策を指示し、フォローアップを行うなど、適切に管理している。

職員アンケートにおいても、コンプライアンスを定着させるためには職員への情報提供の充実が必要であるとの回答が最も多い。現在、コンプライアンス関係の情報を課所長やイントラネットから得ている者が多いことから、職員に身近な手段が有効であると考えられる。コンプライアンスの定着を図るためにも、提供する情報の質・量の充実を促進し、職員に必要な情報が適時適切に伝達されているかを継続してフォローアップしていく必要がある。

また、業務運営の見直し（再点検）において、業務上のミスなど組織にとって不利益な情報が適時・適切に伝達されるよう対応しているかについて点検項目として実施したが、いずれの課所においても適切な伝達が行われ、必要な対応策が講じられている。

(3) 情報管理体制の見直し

業務の再点検において、情報管理が適切に行われているかをガイドラインに基づき全課所で点検し、所要の対策を実施した。

規定等に基づき見直しを強化してきたが、平成23年3月に発注者綱紀保持マニュアルを改正し、機密情報管理の厳格化等について、より一層の徹底を図ることとした。

また、平成22年4月には北海道開発局の行政ネットワークで、8月には防災情報システムでウィルス感染が発生した

ことからウィルス対策やサイバー攻撃対策等の情報システムのセキュリティ対策等を実施するとともに、職員への情報セキュリティポリシーの徹底に取り組んだ。

【取組の評価】

入札契約関係の機密情報の取扱については、通達等に基づき適切に実施しており、工事管理課・会計課による実地検査においても確認されている。今後も、規定等に基づき、情報管理の徹底をより一

情報の公開・情報の共有化

【情報公開・わかりやすい情報の提供等】

- ▶ 広報広聴活動基本方針の策定
- ▶ メールマガジン、Web版広報誌の充実
- ▶ 記者会見、現地記者レク・見学会の開催
- ▶ 入札情報の適切な公表 等

【イントラネットの刷新】

- ▶ コンテンツの刷新
- ▶ 運営体制の刷新
- ▶ イントラWEBページの刷新

機密情報の管理等

「発注者綱紀マニュアル」における機密情報管理の厳格化を中心とした改正 等

情報システムのセキュリティ対策

- ▶ ウィルス対策
- ▶ サイバー攻撃対策
- ▶ 職員への情報セキュリティポリシー教育の実施
- ▶ ソフトウェア管理に関する検討

【平成22年に発生したウィルス感染事例】

- ▶ 行政ネットワークにおけるウィルス感染により、HPの閉鎖、メールでの添付ファイルの送信禁止等の措置（4月）
- ▶ 防災情報共有システムにおけるウィルス感染（8月）

層促進する必要がある。

全般について検討を行い、早急に必要な

さらにコンプライアンス強化の観点から、情報管理に関するセキュリティ対策

対策を講じる必要がある。

6. 監察機能の拡充・強化

(1) 内部監査の強化

① 職員の意識改革等に向けた取組

全開発建設部の発注者綱紀保持担当者及び本部課長等を対象に、発注者綱紀保持、国家公務員倫理等に関する面談監査を実施した(平成22年10月～平成23年1月)。

本局及び開発建設部の全課所を対象に、職員の意識改革等に関する強化計画の取組状況について監査を実施した(平成23年1月)。

平成22年4月に明らかになった河川敷地占用料横領事案に関し、全開発建設部を対象に、再発防止策の実施状況について監査を実施した(平成23年1月)。

② 入札契約関係

入札契約プロセスの見直しに関する強化計画の取組状況等については、本局のほか平成21年度において未実施だった全ての開発建設部・事務所等を対象に含めて監査を実施した(平成22年9月～平成23年1月)。

③ 職員管理業務関係

職員管理業務の見直しに関する強化計画の取組状況については、全ての開発建設部・事務所等を対象に監査を実施した(平成22年11月～平成23年1月)。

【監査結果の概要】

① 職員の意識改革等に向けた取組

(ア) 意識改革

職場内ミーティングや幹部職員による現場訪問の実施を通じ、職員との間において情報や問題意識の共有化、コンプ

ライアンス意識の強化等が図られている。

なお、職場内ミーティングについては、今後、実施方法を工夫するなどして、一層の活性化を図っていく必要があると思われる。

開発局で発生した事案や発注事務に関する関係法令等の遵守等に対する管理監督者・職員の意識については、確実に高まってきているものとみられるが、独占禁止法、入札談合等関与防止法、国家公務員倫理法等の関係法令等に関し、さらに正確な知識・理解を深めさせるため、工夫を図りながら、引き続き周知の取組を継続していく必要がある。

(イ) 受注企業の役職員等との適切な関係の確保

事業者に対する国家公務員倫理法等の周知については、主にパンフレットの配布・掲示を通じての周知が図られているほか、一部の開発建設部において、建設業協会等との意見交換会や工事安全連絡協議会等における周知など積極的な取組も進められている。

事業者との応接に関しては、事前アポイントメントの徹底のほか、自席での応接を避け、オープンな場所での応接が徹底されてきており、応接ルールについてはほぼ定着しつつあるものと見られる。

なお、7(3)に記述した幹部個室の廃止・透明化については措置済みであり、また、ほぼ全ての職場において応接用打ち合わせテーブル等のオープンな場所が確保されている。このほか、多くの発注担当部署等において、秘密保持の観点から来訪者の入室制限の取組が行われている。

「職員の意識改革等に向けた取組」

○監査期間 平成22年10月～平成23年1月
○監査対象 本局及び全開発建設部(10箇所)の全課所

○監査事項

- 1 職員の意識改革に係る取組状況
- 2 受注企業の役職員との適切な関係の確保に係る取組状況
- 3 業務運営の見直し(業務の再点検・リスク管理)に係る取組状況

※ 開発建設部本部課長等に対する面談監査(約600名)を実施



管理監督職員に対する面談監査(個別ヒアリング)(札幌開建)

「入札契約関係」

○監査期間 平成22年9月～平成23年1月
○監査対象 本局及び全開発建設部(10箇所)・全事務所等

○監査事項

- 1 入札契約プロセスの見直しに係る各種通達等に基づく取組状況
- 2 図面作成等業務における納品確認、検査手続
- 3 工事契約における設計変更手続
- 4 少額随意契約における契約手続



入札契約に関する内部監査(網走・遠軽道路事務所)



(ウ) 河川敷地占用料横領事案
河川敷地占用料横領事案に係る再発防止策については、平成22年7月30日付け開発監理部長通達「債権管理及び歳入事務に係る改善策について（指示）」等に基づき、経理課と公物管理課等との間において「課長等連絡会議」及び「債権処理会議」を設置し、収納未済者の状況把握や未納債権の処理方針等の検討が行われている。また、両課間における毎月の債権発生の突合、複数職員による現金収納の徹底、領収書の厳格な管理等の防止策が全ての開発建設部で実施されていることを現地監査で確認した。

なお、同事案については、平成22年4月に綱紀肅正に関する局長通達を发出して、職員に対する指導・監督の徹底が図られているほか、コンプライアンス通信において事案の紹介を行い（平成23年2月）、全職場の管理監督者に対して注意喚起が図られている。

性・透明性の向上及び情報管理の徹底が図られたことが確認できた。

なお、平成21年度の監査結果を踏まえて提示した意見については、関係課所により速やかに措置が講じられた。

③職員管理業務関係

強化計画に掲げられた職員管理業務の見直しを図るために必要な具体的な取組を盛り込んだ通達等が発出され、開発建設部・事務所等では、当該通達等に基づく、適正な勤務管理の徹底、労使関係の適正化、適正な庁舎管理及び職員管理の適正化の取組が適切に実施されていた。また、開発監理部による開発建設部における職員管理業務の見直しに関する点検についても適切に実施され、職員管理業務の見直しの徹底が図られていることを確認した。

「職員管理業務関係」

- 監査期間 平成22年11月～平成23年1月
- 監査対象 全開発建設部（10箇所）
- 監査事項
 - 1 適正な勤務管理の徹底に関する事項
 - 2 労使関係の適正化に関する事項
 - 3 適正な庁舎管理に関する事項
 - 4 職員管理の適正化に関する事項

「河川敷地占用料横領事案関係」

- 監査期間 平成23年1月
- 監査対象 全開発建設部（10箇所）
- 監査事項 再発防止対策の実施状況

②入札契約関係

強化計画に掲げられた入札契約に係る見直し事項に関し、関係する諸規定が策定・改正されており、当該諸規定に基づき入札契約が実施され、入札契約の競争

(2) 通報制度の強化

①外部通報

外部から談合情報及び職員の不正行為に関する情報を受け付ける「談合情報等通報窓口」については、ホームページ上に通報専用メールボックスを設置し、その周知を図った（平成21年4月）ほか、匿名による通報が可能であることについて、ホームページ上で改めて明記し、外部へ再周知を行うなど情報提供への協力を求めた（平成22年7月）。このほか、有資格業者（工事、業務及び物品・役務。以下同じ。）約7,700社に対し、パンフレットを配布して周知を

行った（平成22年11月）。

また、受理された通報について、適切かつ迅速な処理を図るため、北海道開発局談合情報等通報窓口事務処理要領を改正し、開発局幹部職員及び本省への報告等に係る事務処理手続を明確にした（平成22年10月）。

【取組の評価】

外部からの通報件数は次第に増える傾向にあり、通報受付窓口が広く認知されてきているものと考えられる。

談合情報等通報窓口の設置について

平成22年4月
北海道開発局

北海道開発局では、談合情報等通報窓口を次のとおり設置しました。
北海道開発局施工事業に関する談合情報及び職員の不正行為に関する情報を届けたときには、通報窓口へ一報一報いたします。

○通報窓口
北海道開発局 入札契約の監督及び監理官
各開発建設部 開発部長及び公報官

○受け付ける情報
【談合情報】
北海道開発局が実施する工事、建設コンサルタント業務等、役員、職員等の入札、契約に関する談合情報
【職員の不正行為に関する情報】
北海道開発局職員の談合に関する情報、不当な談合行為、その他談合又は職務に関する関係法令等に抵触する行為に関する情報
お話し合いの場を設けています。

○通報の方法
談合情報等は、上記通報窓口へ口頭（相談又は電話）又は文書（郵送、ファクス等）でお届けください。
また、北海道開発局及び各開発建設部のホームページ上に専用メールアドレスを掲載しているほか、電子メールでも通報していただくこともできます。
いずれの場合も匿名による通報も受け付けます。

○通報窓口の電話番号等
電話のとおり「IPX 発信、お話し」

| | |
|---------|--|
| 本庁の標準局 | 入札契約監督官（石巻）、監理官（札幌、釧路） |
| 北海道開発局 | 入札契約監督官（石巻）、監理官（札幌、釧路） |
| 電話番号 | 011-709-2311（代話）内線6977（石巻） 内線6977（札幌） 内線6977（釧路） |
| | 011-709-3004（札幌）（夜間） |
| | 011-709-2324（札幌）（夜間） |
| | 011-709-2455（札幌）（朝） |
| ・・・FAX | 011-727-8650 |
| ・・・Eメール | 札幌局建設事業部Eメール 札幌第1合同庁舎 入札契約監督官（15局）・監理官（札幌14局、釧路15局） |

なお、弁護士による通報窓口の設置にかつ迅速な処理に努めるとともに、通報については、弁護士が窓口だけでなく通報窓口の周知を図り、談合や職員の不正行為の処理を行うかのような誤解を与えかねないこと等を考慮し、設置を取りやめた。

受取された通報については、改正された事務処理要領に基づき、引き続き適切

②内部通報

「職員による内部通報制度」及び「外部からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度」（以下「内部通報制度」という。）については、引き続きイントラネットへの掲載や、全職員配付の「発注者綱紀保持マニュアル」、「コンプライアンス携帯カード」への掲載等を通じて、職員への周知を図った。

また、「外部からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度」については、有資格業者約7,700社に対し、引き続きパンフレットを配布して周知を行った。

内部通報制度については、職員がより通報しやすい環境を整備するため、イントラネット上に通報専用メールボックスを設置した（平成23年3月）。

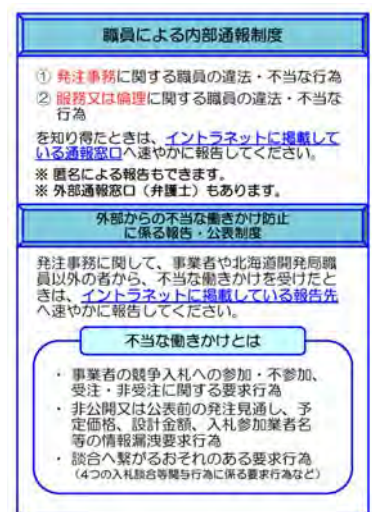
なお、受取された通報について、その適切かつ迅速な処理を図るため、北海道開発局発注者綱紀保持規程を改正し、開発局幹部職員及び本省への報告等に係る事務処理手続を明確にした（平成23年3月）。

【取組の評価】

内部通報制度については、職員がより通報しやすい環境整備が図られ、職員への周知も適切に行われているが、現在までの間、内部通報窓口への通報件数は少ない。

職員アンケート調査によれば、約85%の者が内部通報制度を認知しているが、このうち28%が「利用方法を知らない」とし、15%の者が内部通報制度そのものを「知らない」としている。また、内部通報制度を認知している者のうち98%が制度の必要性や意義は理解できるとしている。このうち内部通報窓口を利用したいとの回答は45%であるが、制度を利用せず、上司に報告するとの回答も多い。

今後、さらに通報制度の必要性や意義をも含め、通報窓口・通報方法について職員への周知に努めるとともに、受取された通報の適切かつ迅速な処理を通じて、制度への職員の信頼を高めていくことが必要である。



コンプライアンス携帯カード

| | | |
|----------|--------------------------|--|
| 外部 通報 | 談合情報等通報窓口 | <ul style="list-style-type: none"> 外部から、開発局発注工事等に関する談合情報、サービス・倫理に関する職員の違法・不当な行為の情報を受け付けるための窓口。 本局及び開発建設部のホームページに通報専用メールボックスを設置。匿名による通報も可。 |
| 内部 通報 | 職員による内部通報制度 | <ul style="list-style-type: none"> 発注事務に関する職員の違法・不当な行為、サービス・倫理に関する職員の違法・不当な行為を知り得たとき、通報窓口へ報告。 開発局イントラネット上に通報専用メールボックスを設置。匿名による通報も可。外部窓口（弁護士）も設置。 |
| | 外部からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度 | <ul style="list-style-type: none"> 職員が外部の者から発注事務に関して不当な働きかけを受けたとき、これを記録・公表することにより、不当な働きかけを未然防止。 開発局イントラネット上に通報専用メールボックスを設置。匿名による通報も可。 |

7. 受注企業の役員等との適切な関係の確保

(1) 強化計画の事業者への周知については、本局及び開発建設部の幹部職員等が、平成22年4月以降、建設業界等38団体に対して説明を行い、理解と協力を求めた。

(2) 事業者等に対する国家公務員倫理法等の周知については、本局において、昨年度に引き続き、有資格業者約7,700社に対し、国家公務員倫理法・倫理規程に関するパンフレットを配布して周知・協力依頼を行った。あわせて、発注者綱紀保持を図る観点から、談合情報等通報窓口及び外部からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度について、同様にパンフレットを配布して周知・協力依頼を行った(平成22年11月)。

(3) 開発建設部の幹部職員の個室(部長室等を除く。)においては、その全てについて廃止又は透明化の措置が執られている。

また、事業者等が本局幹部も含め職員を訪問する際の事前アポイントメントについては、事業者側の理解と協力を得ながら実施されている。

事業者等との応接場所については、ほぼ全ての職場において執務室内に打合せテーブル等が確保されており、自席を避け、オープンな場所での応接を行うための執務環境整備が図られている。

このほか、入札契約業務や設計積算業務等を担当する多くの部署において、秘密保持を図る観点から事業者等の執務室への立入を制限する取組を継続的に実施している。

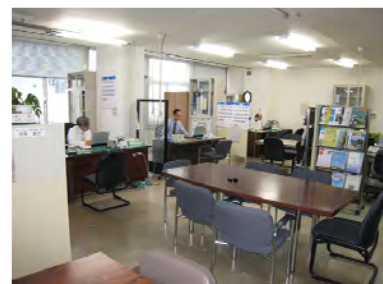
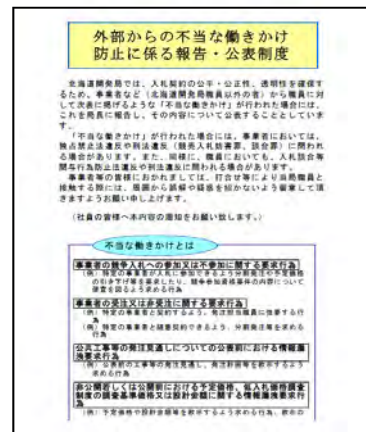
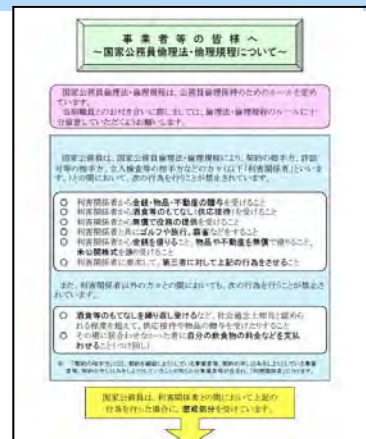
なお、平成23年3月29日付で、改めて来訪者との適切な対応等に関する首席監察官通知を発出し、応接ルール等の周知徹底を図った。

【取組の評価】

(1) 強化計画の改訂とその趣旨、主要施策について、本局及び開発建設部の幹部職員等が建設業界等へ直接出向いて説明したことで、その周知が確実に図られたものと思われる。

(2) 国家公務員倫理法等については、事業者に対する周知が重ねて図られているが、発注者綱紀保持を図っていくためには、今後とも事業者の理解と協力が必要であり、周知方法の工夫を図りながら継続した取組が必要である。

事業者等との応接については、各職場において、事業者側の理解と協力を得ながら、事前アポイントメントの徹底やオープンな場所での応接、入室制限の実施などの取組が着実に実行されている。応接ルールについてはほぼ定着しつつあるとみられるが、その浸透を図るため、取組を継続する必要がある。



幹部個室の壁を撤去(札幌開建)



オープンな打合せテーブルの確保



入室制限をお知らせする貼り紙(函館開建)

8. 業務推進体制の再構築

(1) 外部意見等に対応した業務運営の推進

平成22年4月、トップマネジメントによる広報広聴活動の充実を図るため、広報広聴活動推進規程（平成22年3月改訂）を通知し、局長を委員長とする北海道開発局広報広聴委員会を設置した。また、各開発建設部においても部長を議長とする広報広聴会議を設置した。

5月には、同委員会において、「北海道開発局広報広聴活動基本方針」を策定、また、各開発建設部においても、同方針を受けて行動計画を策定し、平成22年度の広報広聴活動の方向付けを明確にした。これを踏まえ、資料の報道機関への配布や記者説明会の開催、北海道開発局メールニュースの発刊などを行っている。

広聴活動においては、開かれた開発行政の推進に向けて、平成22年4月、北海道開発局及び各開発建設部ホームページに「開発行政へのご意見・ご要望」窓口を、同年7月には本局に意見聴取用の専用電話を設置するとともに、これ以外に開発局に寄せられた意見等の全体を把握し寄せられた意見等を速やかに幹部と情報共有することとした。さらに、北海

道開発局独自のインターネットモニター（北の地域づくりインターネットモニター）を開始した。

【取組の評価】

報道提供する資料は、わかりやすく簡潔な見出し、丁寧な記者対応、記者説明会の開催等の取組を通じて、開発行政をわかりやすく伝える広報活動に努めた。また、ニーズの高い情報をわかりやすい位置に置くなどの工夫によりホームページのアクセス数等も増加しており、今後の方向性の確認ができた。

平成21年4月から開設した意見メールのほか既存の窓口等に寄せられた意見・要望等は16,518件(平成23年1月末まで)となっている。意見等の処理手順を明確化したことで幹部への情報共有や開発行政への反映がより一層確実となった。

今後一層、わかりやすくタイムリーな広報活動等を推進するとともに、広く国民や関係機関、有識者等の意見を聞き、開かれた行政運営を進めていく必要がある。



現地を記者へ説明（釧路開建）



小学生を対象とした出前講座（小樽開建）



小学生を対象とした出前講座（留萌開建）



一般人向け現場見学会（室蘭開建）

(2) 企画調整における連携機能の強化

開発建設部では、企画調整機能の連携強化を図るため、開発建設部長の下で地域振興対策官、広報官と技術管理課等関係課が協力し、管内市町村等の意見・要望を、組織的に統括する仕組みを構築した（地域活力支援チームの設置）。そして地域の有益な意見について幹部職員で共有、対応策を検討し、管理する公共空間を地域の公的な活動に開放や市町村の技術的課題を支援する講習会の開催等、地域の活力支援策として推進した。

本局では、北海道開発局の共通技術施

策に係る連絡調整、企画検討を効率的、効果的に行う「総合技術調整会議」を設置し、直轄工事において環境負荷低減対策を推奨する環境家計簿の試行等、総合的視野を意識した取組を実施した。

これら企画調整における本局と開発建設部の意思疎通を図り、各開発建設部における活動状況の情報共有と相互啓発を図る会議を定期的で開催し、取組の精度向上に努めた。

また、北海道総合開発計画の推進に係る意思疎通を図るため、北海道局と本

企画調整に係る機能強化に関する具体的活動
(1月末現在)

| | |
|---------------------|--------|
| (本局) | |
| 総合技術調整会議の開催 | 20回 |
| 拡大総合技術調整会議 | 9回 |
| 全道技術管理課長会議 | 9回 |
| 共通技術施策の推進 | |
| 環境家計簿の試行工事 | 113件 |
| (開発建設部) | |
| 地域活力支援チームの設置(H22.4) | 10開建部 |
| 市町村等の意見・要望数(全道) | 2,014件 |
| 地域の活力支援活動(全道) | 160件 |
| 具体的な支援活動例 | |
| 市町村への技術支援(全道) | 47回 |
| 市町村職員の参加者数 | 1,495人 |

局、開発建設部（地域振興対策官、技術管理課長）の合同会議を7月に引き続き1月に開催した。

【取組の評価】

開かれた開発行政の推進に向けて、開発建設部では、事業分野がそれぞれ有していた有益な地域の情報が組織として統括され、横断的に活用されるようになり、例えば農業部門へ相談された地域要

望に河川部門が即座に対応する等、地域の意見を組織共通の課題と自覚し対応ができるよう職員も変化しており、所定の目的を達するための体制が機能し、その成果が上がりつつあるが、一方で、職員アンケートでは、自治体や地域住民の信頼回復が図られていると回答した職員は52%に留まっており、引き続き取組を継続し、職員の意識啓発を進める必要がある。



自治体職員の現場視察（札幌開建）

（3）人事配置等の見直しの推進

技術系職員の人事管理に関する事務とこれに係る本省等との連絡調整は、平成21年2月に開発監理部に一元化され、各部における人事実務者を同部に併任するなど、暫定的な体制整備を行い、平成22年度人事に反映した。平成22年度からは、開発監理部が技術系人事管理に係る調整事務を行っている。

人事配置に当たっては、幅広い視野に立った業務遂行が可能となるよう、他分野の業務や広域的な異動を適宜経験させるため、特に旧北海道開発庁及び開発局採用の幹部候補者について、幹部職員に昇任する前に、計画的な配置を実施している。

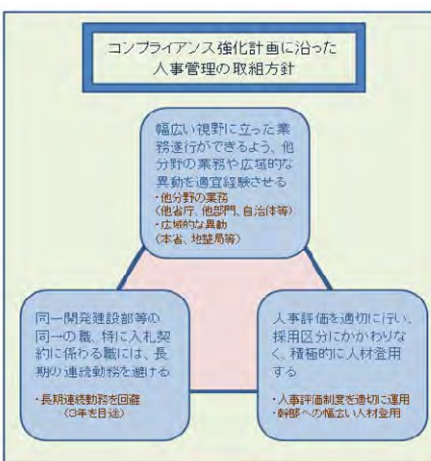
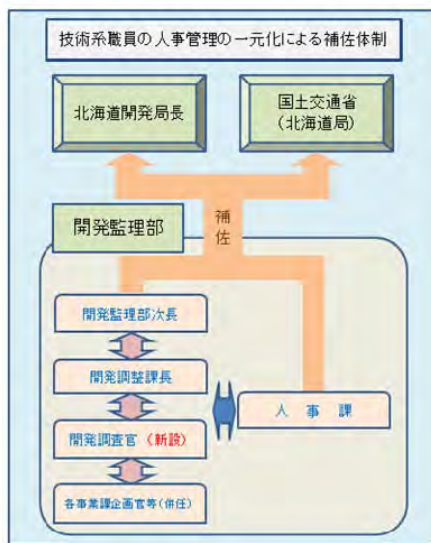
また、同一開発建設部等における同一の職、特に入札契約に関わる職の長期にわたる連続勤務については、平成22年度以降の人事に当たって連続勤務の実態を調査し、3年を超えないことを目途として人事配置の検証を行っている。

さらに、人事評価を適切に行い、採用試験の区分にかかわらず積極的に人材登用し組織の活性化に努めている。

【取組の評価】

主要ポストにおける外部機関及び部門間の人事交流については、平成22年4月人事以降も継続されており、意思決定過程において重要な役割を果たす開発局・開発建設部の会議には異なる属性の者の参画により、引き続きチェック機能が働いている。

技術系人事管理と人事配置の見直しを行った結果、意思決定過程において重要な役割を果たす開発局・開発建設部の会議に異なる属性の者が参画するような人事配置が可能となった。さらに採用試験の区分にかかわらず幅広い視野に立った業務遂行が可能となるような外部機関及び部門間の交流の取組が拡大している。



まとめ

平成22年度は、内部統制の重層的な仕組みを構築し、強化計画に基づく取組を推進した結果、計画に記載されている全ての取組を達成した。また、平成23年1月に全職員を対象に行ったアンケート調査結果においても、法令、規定等に関する知識・理解度が深まり、職員の意識も向上していることが確認できた。

一方で、河川敷地占用料横領事案等会計関係に係る新たな事案が判明し、また、業務の再点検の結果により情報管理のあり方など新たな課題も明らかになった。また、入札契約のプロセスについては、再発防止対策を徹底して行ったが、反面、業務が複雑化したことに起因する誤謬が発生するなど、業務の信頼が損なわれる事態ともなった。さらに、職員のコンプライアンス意識は向上しているが、さらに組織風土への定着を図るために、風通しの良い職場環境づくりに向けて取り組むことも必要である。

以上を踏まえ、平成23年度においても、開発局はなお一層のコンプライアンス強化に向けた取組を推進することとし、取組方針は以下のとおりとする。

- (1) 本局及び開発建設部の推進本部の体制を存置し、施策の推進に当たる。本局推進本部は施策を推進するためのプログラムを策定し、その進行管理等を行う。
- (2) 平成23年度においても、業務の再点検（リスクマネジメント）を全課所・全業務で一斉に行う。再点検に当たっては、点検手法等の改善を図り、効率的・効果的な点検を行う。
- (3) 新たな課題、拡充・強化すべき課題等に重点的に取り組む。さらに、総論・共通的な計画の本文と詳細な関係規定等を「コンプライアンス・パッケージ」とし、コンプライアンス強化対策の充実を図る。
- (4) コンプライアンス強化にむけた組織風土づ

くりを行う。風通しの良い職場環境の整備のため、水平的・垂直的なコミュニケーションを強化し、「報告・連絡・相談」を励行する。

なお、取組方策の(3)の課題については、本報告書における各評価及び平成21年度からの総括評価等を受け、①入札契約のプロセスの見直し、②職員管理業務の見直し、③会計事務の適正な執行、④用地事務の適正な執行、⑤情報セキュリティ対策等、⑥国民本位の開かれた行政運営に向けた取組（広報広聴強化）、⑦公務外非行等の防止に向けた取組、⑧職員研修等の充実、の8つとし、平成23年度は重点的に取り組む。

また、平成23年度強化計画の策定に当たり、強化計画（改訂）の「2（3）研修内容の充実」、「5 情報伝達及び情報管理の仕組みの再構築」及び「8 業務推進体制の再構築」について、重点的に実施する施策等であること、各項目の実施状況等について不断に点検・見直しを行う必要があることから、業務運営の見直しの枠組みの中で、取組を拡充・強化していくこととする。

平成23年度においても、開発局は新たな強化計画の下、組織一丸となってコンプライアンスを徹底し、業務の適正かつ効率的な執行に真摯に取り組む、業務への信頼を高めることにより、国民の信頼回復に向けて取り組んで行く。

北海道開発局コンプライアンス強化計画に係る総括（平成21、22年度）

| 項目 | 平成21年度の取組 | 平成22年度の取組 | 実施状況 | 総括的評価（効果・課題等） | 今後の取組 | |
|-----------------------|--|--|--|---|---|--|
| 1 内部統制機能の強化 | ◇開発局・開発建設部にコンプライアンス推進本部を設置 ◇技術系人事の一元化と主要ポストにおける人事交流の拡大 | ◇本局推進本部を補佐する内部統制・コンプライアンス推進室を設置 ◇外部知見等の活用による組織統制等の強化 | 計画どおりに実施。 4層の重層的な統制機能を構築。 強化計画に定められた全ての取組を着実に実施。 | ・ 本局推進本部・開建推進本部が主導することにより、毎月、本省に報告等を行い、計画に基づく各種取組を効率的・効果的に推進することができた。 | 重層的な統制機能について継続。 本局・開建推進本部の連携を強め、意見交換等を行う。 | |
| 2 職員の意識改革 | ◇コンプライアンスの取組の強化 ◇幹部職員の宣言・現場訪問、職場内ミーティングの実施 | ◇コンプライアンスの取組の強化・継続 ◇職員提案制度の改善 ◇「e-ラーニング」などの研修システムを導入 ◇研修内容の拡充 | 計画どおりに実施。 全ての取組を着実に実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 研修等各種取組による情報提供等により、法令・規定・マニュアル等に係る知識や理解度が深まり、コンプライアンス意識も向上している。 *コンプライアンス意識が向上したと回答した職員は93%、開発局はコンプラ強化に取り組んできたとした職員は93%（職員アンケート調査）。 公務外非行等の事案が発覚したことから、国家公務員法「信用失墜行為」等を中心とした知識と理解の増進が必要。 再改正した発注者綱紀保持マニュアルの周知を図る必要がある。 意識は向上しているが、ご意見箱の利用など行動にまでには至っていない。職員自身が問題意識を持ち、自発的に業務改善等に取り組みやすい環境づくりが必要。 | コンプライアンスが組織風土として定着するよう、取組を継続する。 意識改革と職員の行動化に向けた取組・啓発を充実。 | |
| | ◇発注者綱紀保持マニュアルの改正 | ◇発注者綱紀保持マニュアルの再改正 | 計画どおりに実施。 3月に再改正。 | | | |
| 3 リスク評価と対応策 | ◇入札契約プロセス等主要な業務運営について点検 | ◇全局全課所・全業務の再点検を拡大 | 計画どおりに実施。 結果を踏まえ、本局及び各開発建設部で十分な対応策を講じた。 | <ul style="list-style-type: none"> 全局的に取り組むべき課題については、概ね対応策を講じることができた。 再点検結果等を踏まえ、効果的なリスクマネジメントが行われるよう再点検方法等について検討し、ルール化の徹底等を着実に実行する必要がある。 | 全ての業務分野において、不正の防止・信頼性の確保のための対策を、なお一層徹底する。 | |
| 4 業務運営の見直し | 入札契約のプロセスの見直し（工事等） | ◇設計と審査の分離等業務分担の見直し ◇競争性の一層の向上 ◇情報公開の徹底と機密情報管理体制の厳格化 ◇疑義案件の調査の徹底 | ◇各種取組について、規定等に基づき、所要の見直しを実施した上で強化・継続 | 計画以上の内容を実施。 規定等を制定又は改正するなどの対応により、所要の見直しを着実に実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 工事について、技術審査と設計・積算部門の分離により、入札繁忙期等における技術審査業務の増加が課題。誤謬防止の観点からも、技術審査等に係る体制のあり方について検討が必要。 手続き等が複雑化し誤謬が発生したことから、作業手順の効率化及び情報管理の重点化の検討が必要。 再改正した発注者綱紀保持マニュアルの周知を図る必要がある。（再掲） | 各種取組について、詳細を定めた規程等に基づき取組を継続。 会計・用地等新たな取組、拡充・強化が必要な取組等については重点的に実施。 なお、発注業務の基本方針ともいえる発注者綱紀保持マニュアルについては、周知徹底に努める。 |
| | 入札契約のプロセスの見直し（役務等） | | ◇規定等を改正し、工事契約と同様に見直し | 計画どおりに実施。 規定等に基づき、着実に実施。 | | |
| | 職員管理業務の見直し | | ◇適正な勤務管理の徹底/労使関係の適正化/適正な庁舎管理/職員管理の適正化/取組状況の点検及び徹底 | 計画どおりに実施。 規定等に基づき、着実に実施。違反行為は確認されていない。 | | |
| 5 情報伝達及び情報管理の仕組みの再構築 | ◇情報公開の徹底と機密情報管理体制の厳格化（再掲） | ◇情報管理体制の見直し、情報公開の推進を強化 ◇職員向け情報提供の在り方の見直し、職場内での情報伝達の仕組みの見直し | 計画どおりに実施。 規定等に基づき、情報公開・適切な情報管理を実施。 広報広聴機能の強化に努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> 入札関係等情報の公開を推進。さらに、積極的な広報広聴にも努めている。 コンプライアンスに係る必要な情報は、課所長、イントラネット及びコンプライアンス携帯カード等によって十分に提供されている（職員アンケート調査）ことから、職員への情報提供は身近な手段が有効。 | 職員へ必要な情報提供に努めるとともに、情報管理の課題と必要な対策等を早急に検討し、確実に実施する。 | |
| 6 監察機能の拡充・強化 | ◇監察体制の強化〔首席監察官等を局長直属組織に改編。入札契約監察官を新設〕 ◇内部監査の強化 ◇通報制度の拡充・強化 | ◇監察体制の強化 ◇監察官（綱紀保持担当）の増設 ◇内部監査の強化 ◇通報制度の拡充・強化 ◇弁護士による外部通報窓口 | 計画どおりに実施。 内部監査を実施。 通報制度の拡充等を着実に実施。 なお、弁護士による外部通報窓口の設置は取りやめ。 | <ul style="list-style-type: none"> 内部通報制度の職員の認知は85%、このうち制度の必要性・意義を理解する職員は98%（職員アンケート調査）。 内部通報制度を利用すると回答した職員は45%（職員アンケート調査）。内部通報制度の利用につながる周知方法等の工夫が必要。なお、制度を利用せず、上司に報告するとの回答が多い。 外部通報窓口については、引き続き端緒情報収集のため、周知が必要。 弁護士による外部通報窓口は誤解を与えかねないこと等を考慮し、設置を取りやめ。 | 取組を継続。 | |
| 7 受注企業の役職員等との適切な関係の確保 | ◇国家公務員倫理法等の事業者への周知徹底（工事等）、事前アポイントメントの徹底、オープンスペースの整備、幹部個室の廃止・透明化 | ◇各種取組を継続〔事業者への周知を役務等に拡大〕 | 計画どおりに実施。 国家公務員倫理法等の周知実施。 幹部個室の廃止・透明化を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員倫理法等に対する理解が深まったと回答した職員は93%（職員アンケート調査）。 受注企業の役職員等との応接については、職員の意識も向上し、基本的な応接ルールについては定着しつつある。 | 取組を継続。 | |
| 8 業務推進体制の再構築 | | ◇広報広聴活動基本方針に基づく広聴機能の強化 ◇共通技術施策に係る連携の強化と開発建設部による地域活力支援策の実施 ◇人事交流の拡大等を継続 | 計画どおりに実施。 広報広聴活動を計画的、総合的に実施。 総合的な視点から具体的な共通技術施策等を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 技術系職員の人事管理の一元化及び主要ポストの人事交流により、人事プロセスの透明性が確保され、公正な意志決定を確保。 | 取組を継続。 | |

北海道開発局コンプライアンス第三者委員会委員からのご意見

今般、「平成22年度のコンプライアンスに関する取組とその評価」、及び「平成23年度のコンプライアンス強化計画と実施方針」について、第三者委員会委員から次のようなご意見をいただいた。

北海道開発局においては、本委員会での審議を通じていただいた意見の一つ一つに対し、これを真摯に受け止め、平成23年度強化計画に反映させ、取組を実施していくこととする。

なお、第三者委員会委員は別紙のとおりである。

- ・ 北海道開発局がコンプライアンスのためにとった措置について、事業者にはしっかりと伝えていくことが必要だ。
- ・ リスクマネジメントについて、チェックを増やすことだけではなく、効率性を阻害せずにコンプライアンスを強化できる方法も考えるべき。
- ・ 意識改革の取組について、引き続き幹部職員も研修の受講対象とし、管理する立場にある者としての意識改革を進めてもらいたい。
- ・ 定期的に内部監査を実施することが、職員の意識改革につながる。引き続き内部監査をしっかりと実施してもらいたい。
- ・ コンプライアンス携帯カードは、関係する通達やマニュアルとのつながりを示す記載を付記してはどうか。
- ・ コンプライアンスに関する情報を職員の家庭にも伝えて、家庭も巻き込んだコンプライアンス対策が有効ではないか。
- ・ 資料の中には表現が固いものがある。わかりやすい言葉を使った方が職員に浸透するのではないか。
- ・ 開発局としての取組を理解してもらうため、広報媒体を配布してはどうか。
- ・ 地域のオピニオンリーダー等とのつながりを強化していく取組を進めていべき。

(別紙)

北海道開発局コンプライアンス第三者委員会委員名簿

阿座上 洋吉 地域経済研究所理事長

岩本 勝彦 岩本・佐藤法律事務所弁護士

谷口 勇仁 北海道大学大学院経済研究科教授

籾本 道男 公認会計士・税理士籾本道男事務所公認会計士

林 菜つみ 林菜つみ法律事務所弁護士

向田 直範 北海学園大学法学部教授

(五十音順、敬称略)